令和2年度包括外部監査結果に係る「意見」への対応状況について

番号	報告書ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【文化スポーツ観光部】
1	56	横須賀市観光立市推進基本計画の評価及び措置について	横須賀市観光立市推進条例第18条では、「市長は、委員会の意見を踏まえ、3年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。」と規定されている。 市の観光振興に係る各種計画に関する全般的・概括的な内容は、庁外の観光関連事業者等も構成員とする「横須賀市観光振興推進委員会」で審議されることになっているが、前述のように過年度より会議要旨が未作成であることや、必要な情報がホームページにおいて公開されていないことを鑑みると、計画を策定して施策や事業を実行したものの、その後の検証が適時かつ十分になされているのか、また委員会の目的が十分に機能しているのか疑念が残る。 少なくとも会議要旨（議事録）が存在しなければ、委員会での検討内容や課題、それに対する善後策等の評価結果を市長や関係部署に的確に伝達することが困難であると考えられる。また委員会の意見を踏まえて運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた適切な措置を講ずることができていないおそれがある。 観光振興は、市にとって重要な施策と位置付けられており、スピード感をもって効果的に進められるように、適時に会議要旨（議事録）や関連資料を取り纏め、委員会の意見が市長や関係部署に的確に伝達されているかどうか、また委員会の意見を踏まえて運用状況を評価し、その結果に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検討されたい。	会議要旨の作成不備があったが、毎年度観光振興推進委員会を開催しており、その際に各委員からは、計画に基づいた本市の観光事業について、適切な評価をいただいていると認識している。また、これまでの委員会での意見では、計画自体を変更する意見は出ていないため、計画自体に必要な措置を講ずる必要はないと認識している。 今後は、適時議事録や関連資料のとりまとめを行うとともに、本意見の内容を踏まえ運用状況の評価や必要な措置の有無について、的確に伝達されるような方策を検討していく。
2	56	横須賀市観光立市推進基本計画におけるPDCAの運用について	横須賀市観光立市推進条例第18条及び観光立市推進基本計画においては定期的（3年を超えないごと）に計画の評価を行って計画の進捗状況や達成度合いを検討することにより必要な措置を講じることとされている。 市は、予算編成や決算手続、横須賀市基本計画や横須賀再興プランの見直しの過程で観光振興に係る施策の状況等を概括的に把握しており、施策として定めた事項を実施することで事業の実績としているとのことだが、このような抽象的な情報だけでは、事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうかは明らかにならず、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることが困難であると考えられる。 より高い水準で施策や事業が実施することができるよう、事業の目標としては可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定し、観光振興にかかる各種計画に関してPDCAサイクルをより具体に運用し、毎年度見直し、中間報告等を実施することを検討されたい。	これまで観光立市推進基本計画にかかる事業については、市による予算策定での査定や議会での予算・決算報告の審議、その中における意見などを踏まえ、また観光振興推進委員会での意見なども踏まえながら、必要な施策の実施と試行を行うことにより、課題の洗い出しや改善を行ってきた。 今後は、上記に加えて、これから策定される横須賀市基本計画や横須賀市実施計画で運用される事業サイクルの活用も含めながら、運用の見直しや報告を行うよう検討していく。

3	57	施策や事業ごとのKPIの設定と多様な効果測定の方法について	市は、（図表4Ⅰ-1-15）にあるように市の観光客数及び観光消費額に係る重要業績評価指標（KPI）を設定しているが、その実現に向けた施策や事業ごとの具体的な数値目標や重要業績評価指標（KPI）の設定が見受けられない。このため、施策単位、個別事業単位での効果予測や予め設定された目標値の乖離を確認して問題点を改善していく仕組みが不十分である。 観光振興に関する施策や事業の結果を評価するメルクマール（評価基準、判断基準）は、さまざま考えられるが、「観光客数」や「観光消費額」といった総合的な指標に加え、多面的な観点からの指標を取り入れることにより、成果や効果を客観的に評価し、分析できるようにされたい。例えば、宿泊施設ごとの稼働率や施設ごとの利用料収入（売上高）、観光客の平均滞在日数、税収、観光事業者や雇用者数、キャンペーン等の実施件数などをKPI（数値目標）とし、その目標管理を行うことが一案である。観光客数といっても、例えば天候などの自然環境的な影響による分析、性別や年齢などの属性、日本人か外国人かなどの観光客数分析なども有用であろう。また、観光庁に設置されている「持続可能な観光指標に関する検討会」における会議資料（日本版持続可能な観光指標の活用要領及び内容説明等）も活用されたい。 KPI（重要業績評価指標）を設定して明確化しておくことは、計画を効果的かつ効率的に実現するために必要不可欠である。KPIの設定に際しては、過去の実績や将来予測を勘案した上で、どのような意図をもって目指す水準を決めるのか、その根拠を明確にしておく必要がある。 事業に要するコストが過大でないかといった費用対効果の観点、KPIの形骸化や目標達成に向けた意欲の減退につながらないよう到達が予見できる低い水準に設定されていないか、一方で実態とかけ離れた高すぎる目標が設定されていないかどうかなどに留意しつつ、事業環境を踏まえさまざまな観点からKPIを活用されたい。また、設定されたKPIに関して事業活動が計画どおりに実施できているかどうかという観点からの評価に加えて、当該事業活動を実施したことにより実際にどのような成果（いわゆるアウトカム）が得られているかという観点からの評価もあわせて実施することを検討されたい。	施策や事業ごとのKPIの活用について、今後は、関連する部局とも調整しながら検討していく。
4	58	施策ごとの事業スケジュールの策定について	定量的な目標設定に関連し、各施策に対する年度ごとの具体的な実施内容を示した事業スケジュールが策定されていない。 計画に対する進捗状況の把握や次年度に取り組むべき課題の明確化、それらを踏まえた改善行動に繋げるため、施策ごとに設定された目標の実現に向けて各年度にどのような事業を実施するのかをプランニングしスケジュール化することが望まれる。	観光事業を推進していくために必要な事業は、数年先を見据えながらスケジュールを作成する事業もあるが、例えば、本市で実施したポケモンGOやワンピースイベントのように、複数年の計画にとらわれずに、その時点のトレンドや民間事業者の動き、国や県の補助金の活用を意図しながら急遽構築していく事業もある。 そのため、今後は、その事業の特性に応じたスケジュール化の可否について検討を進めていく。
5	58	観光消費単価について	市は、「横須賀再興プラン」等において、観光消費額について目標を設定している。観光消費額は「観光客数×観光消費単価」にて計算しており、当該単価は神奈川県が実施している「観光客消費動向等調査」の「三浦半島-鎌倉以外」（横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町）の単価を利用している。当該単価には、横須賀市以外の影響が加味されてしまうことから、必ずしも単価の上昇・下落が横須賀市に起因しない。また、該当地区の調査地点は「長井海の手公園ソレイユの丘」、及び「三崎フィッシャリーナ・ウォーフ『うらり』」の2点のみであることから、市が行った観光施策の効果を計測する地点としては不十分である。 市の観光施策に関する効果を測定するために、観光消費額を利用する場合、横須賀市以外の要因により数値が変動することは望ましくない。このため、神奈川県の観光客消費動向等調査の内容に基づいて、横須賀市のみの単価を算定するなど、直接的な効果測定が可能な情報を収集することが望ましい。また、市独自でデータを入手することができないかについて別途検討されたい。	現在目標を設定している観光消費額は、神奈川県が公表しているものである。 本市が独自に調査することも考えられるが、経費が伴うものになり、新たな予算措置が必要となる。 今回の意見を踏まえ、従来の神奈川県発表の数字を使用していくかどうかについては、これまでの数字との比較の必要性も踏まえ、次期アクションプラン策定時に検討していく。

6	66	KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019の結果について	衣笠地区で開催された「KINUGASA ANIMAL ART DAYS 2019」の目標来場者数は10,000人に設定されていたが、実際の来場者数は8,312人と、目標に未達（達成率=83.1%）であった。このイベントは、衣笠コミュニティセンター会場、衣笠商店街会場及び衣笠山公園会場等で開催され、このうち衣笠山公園については、目標来場者数2,000人に対して、実際の来場者数が1,158人と大幅な未達（達成率=57.9%）であった。 市は、「動物」をテーマとして衣笠山公園の魅力を高めつつ、キッズウィークのスタンプラリーや子供たちへのプレゼントを用意するなど来園数の増大を図っている一方で、衣笠地区における商店街や衣笠山公園指定管理者、市民文化祭参加団体、学校等（三浦学苑、横須賀高校など）の地元団体に対するコーディネートが不十分であるため、相互に連携が十分に図れていないことが目標未達の一因であると考えられる。 地元団体がより一層相互に密接な連携を図ることができるよう、市はコーディネートを進め、来場者数を更に増大させ、目標値を達成されたい。	今回初めて、地元団体の相互連携を図り、関係性を築けたので、今後は、一層密接な連携が図れるよう、市としてもきっかけとなる取り組みを検討し、実施にあたっては、関係構築に尽力していく。
7	66	衣笠山公園へのアクセス方法と公園案内の標識について	衣笠山公園は他の会場や衣笠駅から離れており、直通バスがなく交通の便がよくないことに加え、周辺駐車場の台数も少ない状況にある。 衣笠山公園へのアクセス方法としては、車両によるケースと徒歩によるケースが考えられる。車両の場合、公園進入路が狭いため公園駐車場までバスなどの大型車が通行できないことに加え、公園駐車場は15台分しかなく周辺駐車場の台数も少ない状況にある。一方、徒歩の場合、最寄りのJR衣笠駅から離れており、衣笠駅から路線バスを使ったとしても衣笠山公園最寄りのバス停から公園入口までは徒歩10分程度を要するなどアクセスが不便な状況である。 監査人が、JR衣笠駅から衣笠山公園まで徒歩により向かったところ、50分程度を要し、また道中、公園への案内板が少なく、県道にある狭い歩道を歩くことになり、子連れで公園に向かうには危険、困難であると感じた。多くの親子連れが狭い歩道を歩く姿は想像しがたい。また、衣笠山公園までの道のりを案内する標識は、衣笠駅から地図を持たない観光客にとって重要な道標になるもので、観光客の利便性を向上させることができる。 衣笠地区では、子ども向けのキッズウィークシールラリーや「みんなで作ろう！衣笠山動物園」等の各種イベントが多数開催されており、より多くの集客を期待するのであれば、親子連れが徒歩により安全で楽しくハイキング感覚で公園までアクセスできるような歩道の整備や、直通バスや送迎用バス等で衣笠駅から公園入口までを車移動できる手段を検討されたい。加えて、衣笠山公園までの案内標識を増やすことにより、衣笠駅から衣笠山公園までの道のりをより明確に案内することが望まれる。また、公園駐車場の台数増加の一案として、例えば広大な公園敷地の一部を駐車場化するなどして駐車台数の確保に関しても検討されたい。	衣笠山公園への進入路は狭く、生活道として利用されており、車両の往来を増やすようなハード整備は難しい。一方、本公園は、自然を楽しむ公園としてハイキングコースも整備されている。イベント開催にあたっては、ハイキングコースと合わせて周知することで、公園まで道のりを明確にするとともに、移動過程においても楽しめる取り組みを検討し、より多くの集客を図っていく。
8	78	芸術劇場利用料金改定のタイミングについて	市は、2019年7月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、2020年4月1日に芸術劇場の使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。そのため、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の2019年10月には芸術劇場の使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。これにより、本来利用者が負担すべき金額の一部を横須賀市が負担している状態となっている。 芸術劇場の利用料金について、短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の2回の変更を行うことは、確かに利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、芸術劇場の利用料金本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。したがって①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることが望ましい。	消費税率変更時の利用料金改定は全庁的な課題であるため、財務課へ意見を申し入れた。

9	83	文化会館等利用料金改定のタイミングについて	市は、2019年7月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、2020年4月1日に文化会館・はまゆう会館の使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。そのため、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の2019年10月には、文化会館等の使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。これにより、本来利用者が負担すべき金額の一部を横須賀市が負担している状態となっている。 文化会館・はまゆう会館の利用料金について、短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の2回の変更を行うことは、確かに利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、文化会館等の利用料金本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。したがって①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることが望ましい。	消費税率変更時の利用料金改定は全庁的な課題であるため、財務課へ意見を申し入れた。
10	83	文化会館及びはまゆう会館の稼働率について	文化会館及びはまゆう会館の稼働率は現在60%代で横ばい、ないしは若干の低下傾向にある。市は両会館について地域の重要な文化拠点であると認識しており、施設の統廃合等は考えていない。しかし、文化会館は開設から50年超、はまゆう会館は38年を経過しており、老朽化が進んでいる状況にあることから、今後維持更新にも多大なコストの発生が見込まれる。 今後も両会館を継続していくのであれば、利用事例の周知等による稼働率の更なる改善を行い、両会館の存在価値を高めていくことが望ましいと考える。 また、公共施設マネジメントの手法である「施設別の行政コスト計算書等」の活用により受益者負担の適正化や利用者一人当たりコスト等による行政評価といった方策も検討されたい。	今後は、稼働率のさらなる改善に向け、具体的な方策を検討していく。
11	86	公共施設等総合管理計画・FM戦略プランと芸術劇場更新計画の整合性について	文化振興課が所管する芸術劇場更新計画について、総務省の要請により市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」及び「横須賀市FM戦略プラン（令和元年7月）」とすり合わせが行われておらず、市全体の方針との整合性が確認できない状態にある。そのため、FM戦略プランにおける縮減目標と整合した対応がとられているかについても不明瞭な状態にある。 横須賀市公共施設等総合管理計画・FM戦略プランは市全体の建物に関する方針を定めたものであることから、当該計画を念頭に置いた更新計画を策定することが望ましい。	今後の更新計画の在り方についてFM推進課と協議していく。
12	88	公共施設等総合管理計画・FM戦略プランと文化会館等更新計画の整合性について	文化振興課が所管する文化会館・はまゆう会館更新計画について、総務省の要請により市が策定している「横須賀市公共施設等総合管理計画（平成29年3月）」及び「横須賀市FM戦略プラン（令和元年7月）」とすり合わせが行われておらず、市全体の方針との整合性が確認できない状態にある。そのため、FM戦略プランにおける縮減目標と整合した対応がとられているかについても不明瞭な状態にある。 横須賀市公共施設等総合管理計画・FM戦略プランは市全体の建物に関する方針を定めたものであることから、当該計画を念頭に置いた更新計画を策定することが望ましい。	今後の更新計画の在り方についてFM推進課と協議していく。

13	90	ヴェルニー公園内の説明板におけるAR動画の提供について	監査人がヴェルニー公園を現地視察した際に、園内に設置された横須賀製鉄所（造船所）の歴史と現存するドライドック等を紹介する説明板から動画配信の一つである「今も残る「横須賀製鉄所」のドライドック」に関する詳細な観光情報を入手しようと市ホームページにアクセスしたところ、指定ページが存在せずにエラー画面が表示された。 AR技術（Augmented Reality：拡張現実）を活用するためには専用アプリケーション「Aurasma（オーラズマ）」をインストールする必要があるが、業者によるそのアプリケーションの運用が終了したことでサービス提供が行われなくなったことにより、AR技術を活用することができなくなり、市のホームページ上でアクセスできなくなったことが原因である。 観光客は、横須賀製鉄所（造船所）の歴史やドライドックを知ろうと、当該説明板からAR動画を閲覧しようと試みるが現在では閲覧できない状態にある。 説明板自体に記載されている情報は大変有意義な内容であるので、AR技術を使用するマークやQRコードなどの使用できない箇所の表示を隠すなどして、使用できないことを観光客に知らせるための適時適切な処置を講ずることが望まれる。	AR技術を使用するマークやQRコードなどの使用できない箇所の表示を隠すシールを貼り付け、使用できないことを観光客に知らせる処置をした。
14	91	事業遂行上の他部署との連携の必要性について	ヴェルニー公園内の説明板からAR動画を閲覧しようと試みるが現在では閲覧できない状態になっている。 この動画は、市の広報よこすか内で提供されており、その運営・管理は市長室広報課が所管している。他方、説明板自体の管理は文化振興課が所管している。本件は監査人が現場視察を通じて市担当者へ質疑を行うことで市が初めて認識した事案であり、これまで使用できない状態のままであった。 この点、市長室広報課においてAR技術を使用するための専用アプリケーション「Aurasma（オーラズマ）」が使用できなくなったことを把握した時点で、観光情報のコンテンツを所管している文化振興課へ伝達をして、説明板におけるAR動画の提供ができなくなった旨の連絡があればその時点で何らかの対処ができたことと考えられる。 本件のように、複数の部署が関連する事業内容に関しては部署間の相互連携を図り、適時かつ適切に観光情報が観光客へ発信される仕組みを検討することが望まれる。 なお、市はAR技術を活用した観光情報の提供に代えて、2018年度から2020年度にかけて「ルートミュージアム構築によるにぎわい創出事業」（ストリートミュージアム）として体験型VR（Virtual Reality：仮想現実）観光アプリケーションを開発している。これは、日本の近代化の幕開けである黒船来航やペリー上陸、横須賀製鉄所と砲台などに関してVR技術を活用して観光情報を体験型で提供するものである。当時の横須賀の姿をVRと街歩きにより体験ができる。 VR技術の活用による観光情報の提供は、2021年度に開館が予定されている「横須賀市近代遺産ガイダンスセンター」（仮称）やペリー公園、ペリー記念館等のサテライト施設との有機的に繋がりを持たせることにより、集客の促進が期待される。	今後は、情報共有を徹底し、部署間の相互連携を強化していく。
15	99	プレミアム付商品券事業に係る経費について	本事業の2019年度決算額453,597千円のうち、商品券プレミアム分に対する補助金137,050千円を除く経費が316,547千円であり、事業費総額の7割近くを占めている。内閣府が2020年12月に公表した「プレミアム付商品券事業の実績に関する報告書」によると、国全体の平均では事業費総額に占める事務経費の比率は57.1%（事業総額1,026億円のうち事務経費は586億円）であり、市の事務経費は全国平均と比べて高くなっている。本事業は国の施策として全国の市区町村において実施され、経費は原則として全額国の補助対象となるため、市の財政負担は生じないが、国民の税金を基にした事業であるため、経費割合の高さは大きな課題である。 確かに、補助金交付要綱等に従って予算執行する必要があるため、市の裁量の余地は少なく、準備期間も限られていたことから、必ずしも市の対応に落ち度があったとは言えない。しかし、今般のコロナ禍においても、国の施策による同様の事業が実施されているところであり、市は、事業の実施主体として、今後同様の事業を実施する場合に備えて、より効果的・効率的な事業の実施方法を検討されたい。	今後は、効果的・効率的な実施方法を検討していく。

16	104	収支明細書の金額の訂正方法について	商店街にぎわいづくり事業補助金について、補助対象事業完了後に商店街団体から「実績報告書」及び「商店街にぎわいづくり事業収支明細書」（商店街にぎわいづくり事業補助金交付要綱 第2号様式。以下「収支明細書」という。）等を提出させ、補助金額の確定を行っているが、収支明細書に記載の決算額（科目別の内訳及び合計金額）について手書きで修正されているものが散見された。市によると、補助金額に影響を及ぼす修正については、収支明細書の再提出を求めているということであり、今回発見した手書きの修正は、補助申請額を超える部分での修正のため、結果的に補助金額に影響を与えるものではなかったが、補助対象事業の決算額は補助金額に直接影響し得る情報であり、不正防止等の観点から、訂正を行う場合には、申請者が訂正印等を押す必要がある。	補助金額に影響がない箇所については双方確認の上、手書き修正を認めていた。押印廃止の流れもあるため、訂正印が必要となるか検討していく。
17	104	収支明細書の様式について	商店街にぎわいづくり事業の補助金額を算出するためには、（図表4Ⅰ-4-5）に記載のとおり、対象事業ごとの①補助対象事業費、②控除額、③補助率、④補助限度額の情報が必要になるが、現状の実績報告書及び収支明細書には、②控除額、③補助率、④補助限度額及び補助金の計算過程が記載されていない。現状の様式では、決裁者等が補助金額の妥当性を確認するためには、要綱等を基に都度再計算を行わなければならないため、業務の効率性及び確実性の観点から、収支明細書等に補助金額算出の計算過程を明記すべきである。	収支明細書に計算過程を記入する箇所を追加した。
18	105	補助メニューの妥当性について	商店街にぎわいづくり事業の4つの補助メニュー（①にぎわいづくりイベント事業、②集客力向上モデル事業、③商店街地域連携共同事業、④商店街地域資源活用事業）のうち、③商店街地域連携共同事業及び④商店街地域資源活用事業の直近5年間の利用実績は、それぞれ1団体のみとなっており、予算額が十分に活用されていない。これに対し、市は2019年度より上記②～④の予算を1本化して弾力的に運用しているが、利用状況に大きな変化はない。補助金が活用されていない原因を把握し、活用されるためにどのような改善策が必要か、または、商店街の活性化にとってより有効な施策がないか等検討されたい。	商店街活性化のためにより有効な施策を検討していく。
19	108	シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る検討過程の記録について	市は、マリンレジャー拠点の創出及び普及促進に向けた調査・分析報告書を踏まえ検討を進め、調査結果を受けて「シーカヤック」及び「スタンドアップパドル（SUP）」の普及に向けた方針を打ち出しているが、その検討過程に関しての会議録や検討資料等の資料が存在しない。 市行政として、今後の具体的な施策や事業計画の立案へ結びつけるため、また対外的に普及活動の方針や状況を説明するためにも、調査結果を受けて検討した過程や結果、課題等を示した会議録や検討資料を作成して保管されることが必要である。	今後は、本事業の必要な検討課題やその過程について、資料を残すようにしていく。
20	109	シーカヤック及びスタンドアップパドルの普及に係る具体的な目標設定及びスケジュールの策定について	市は、マリンレジャー拠点の創出及び普及促進に向けた調査・分析報告書を踏まえ検討を進め、調査結果を受けシーカヤック及びSUPの普及に向けた検討を進めているが、具体的な目標の設定及びスケジュールが策定されていない。 目標設定がされていない場合、当該事業が効率的かつ効果的に実施できたかどうか、関連する支出が適当であったかどうかを判断し、次年度に取り組むべき課題の明確化や改善行動に結びつけることが困難であると考えられる。何らかの目標管理が必要であり、目標に向けた具体的な施策が求められる。また、目標の実現に向け、各年度にどのような事業内容を実施するのかをプランニングしスケジュール化することにより、現状の進捗状況を把握することができ次年度に取り組むべき課題の明確化、改善行動に結びつけることができるようになる。 事業の目標としては、各年度に実施すべき事業内容を具体化し、可能な限り実施件数や進捗率など定量的に測定できる指標を設定することが有用である。その上で、実績値との比較検討を行うことで事業の進捗状況や課題を把握されたい。	本事業の進捗状況に応じて、事業の具体的なビジョンが明確になった段階において、目標設定やスケジュールの把握ができる方策の検討を進めていく。

21	115	観光情報誌等の役割の明確化について	市は、観光マップや観光ガイドブックなど複数の観光情報誌等により観光情報を発信している。観光客はそれぞれの観光情報誌等により有用な観光情報を入手することができる。 一方、観光情報誌等はその目的やコンセプトが異なることから多種多様なものが存在しており、内容に関しては重複している部分も多い。その結果、観光客は複数の観光情報誌等に記載されている多くの観光情報の中から自らが取捨選択する必要があり、本来必要とする観光情報を入手する機会を逸することも考えられる。 ターゲットとすべき観光客や情報の目的、役割、内容を整理し明確化することにより、観光客自らが望む観光情報を入手できるよう、全庁レベルで観光情報誌等の作成方針を定め、関連する部局間の連携・調整を図りつつ、観光情報を集約・整理することが望まれる。 これにより、観光客にとってより有用な情報が発信できることに加え、印刷費用等の印刷物の発行コストを抑えることもできよう。	すべての観光客のニーズにこたえる汎用性の高いマップを製作すると、情報過多になり、利用者にとってかえって不便になることがある。 とはいえ、観光協会や商工会議所と重複したマップがあることは否めないので、統一できるものは調整しながら統一を図っていく。

番号	報告書ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【みなと振興部】
22	124	資格要件の確認について	港湾の調査等の契約においては、その仕様書で、主任技術者が資格を有することを求める場合が多々ある。その際、資格を証するものとして「技術士登録証」や「登録証」と題する書面が提出されている。複数の契約で、登録証等の作成年月日が平成10年や同19年等、10年以上前のものの写しが提出され、中には、登録を証明した法人の正式名称が社団法人から公益社団法人に変更されているにもかかわらず、社団法人のまま提出されているものも存在した(「横須賀港港湾環境現況調査業務」「横須賀港長期構想検討業務」)。 確かに、一度資格を取得すれば、その後もこれを保持しているのが通常である。しかし、技術者も何らかの理由で資格を失う場合がないわけではない。また、主任技術者等は、契約内容を遂行する上で、重要な役職にある。 したがって、資格を証するものについては、証明書の有効期間を設けるなどして、より厳格に確認するべきである。また、市においても主任技術者等の資格についていかに最新の状況を把握できるかなどについてさらに検討されたい。	技術者の資格要件については、請負業者が企業の責任において提出しているものであり、資格を失効している技術者を主任技術者とすることは考えにくく、これまで特に問題となっていないことから、契約課とも調整の上、今後、技術者としての技量等に疑義があるようなケースが発生した際に対応を検討することとしたい。
23	125	損害保険加入証明資料の紛失について	業務委託契約(「横須賀市港湾部管理施設等無人航空機写真撮影業務委託契約」)の仕様書において、賠償責任保険への加入を要件とするものがあったが、契約関連書類として、賠償責任保険加入を証する書面が綴られていなかった。市によれば、契約締結当初は存在したが、どこかの時点で紛失したと思われるとのことであった。 しかし、賠償責任保険加入を証する書面は、契約締結の際取得した文書であることから、公文書に当たる(公文書管理規則第2条第1号)。そして、公文書は、所管課等の事務事業ごとに分類、種別ごとに整理し、保存するものとされている(同規則第5条第1項)。したがって、今後は、公文書の整理、保存を徹底されたい。 なお、本件においては、市は、紛失が発覚した後、契約締結業者から、新たに賠償責任保険の加入を示す書類を取得している。	今後は、公文書管理規則に基づいた公文書の整理保存を行うよう部内において周知徹底した。
24	125	港湾計画の掲載方法について	市はホームページにおいて、2005年3月に策定された横須賀港港湾計画の改訂(行政計画)である横須賀港港湾計画(2016年3月改訂)を掲載している。 2016年改訂版は、施設配置計画に関し、何枚かの図面を掲載しているものの、その他の部分は、市港湾計画の記載方法同様、何ページにもわたってもっぱら文章形式で記載されている。そのため計画の内容(特に全体像)が理解しにくく、またどこが改訂されたのかもわかりにくい。 そこで、例えば計画内容の概要一覧を作成したり、また改訂版においては、新旧の計画を対比する形式をとるなどして、港湾計画の内容又はその変更等がより市民に伝わりやすい記載となるよう、なお一層工夫、努力されたい。 なお、市によれば、次回の改訂においては、より分かりやすくするため、パンフレット等の作成を検討しているとのことである。	今後は、港湾計画を改訂する際には、港湾計画の掲載方法について検討していく。なお、次回改訂の際には港湾計画改訂のパンフレットの作成を検討している。

25	125	港湾審議会議事録参考資料について	港湾法は、市が港湾計画を定め、又は変更するときは、横須賀市港湾審議会の意見を聴かなければならないと定めている。そのため、市は、2005年1月27日以降の港湾審議会開催経過並びに各回の議事録及び資料目録をホームページで開示している。ここで、資料目録記載の資料について、「資料は本館2号館1階、市政情報コーナーでご覧になれます。」と記載するにとどめ、URL情報の開示などは行っていない。 その理由について市に確認したところ、港湾審議会の資料はページ数が多いものや、大判図面を含んでいること等から、ホームページ等での開示には馴染まないと考えている旨の回答があった。 しかし、市庁舎に出かけなければ閲覧できないというのでは、情報提供の手段としてあまりに限定的である。そして、議事内容をできるだけ正確かつ詳細に理解するためには、資料目録だけでなく、その内容の確認も重要である。また、資料が条例などの場合は、市のホームページ（例えば例規集）にその内容が掲載されているのだから、そのような場合には、既存のURLを掲載すれば足りるはずである。 したがって、資料目録記載の資料については、そのURLを記載したり、また大判図書についても、容易かつ見やすい方法で情報提供できるよう、必要に応じてシステムを改良するなどして、市民が資料により容易にアクセスできる環境を整えるべきである。	今後は、港湾審議会資料のホームページへの掲載方法について検討していく。 なお、令和３年２月に開催した港湾審議会の資料についてはホームページに全て掲載している。
26	140	港湾施設使用料の算定方法について	港湾施設使用料の見直しについては、2020年4月1日に消費税率引き上げを理由とした改定が行われている。当該変更は、消費税相当額の変更であり、港湾使用料本体の金額については実質的に見直しが行われていない状況が継続している。 インフラの老朽化に対応する策として、長寿命化の観点から維持管理に係る費用が増加している状況や、今後他の港湾管理者が使用料を改定する可能性があることなどを考慮すると、定期的に港湾施設使用料の改定に関する検討を行うことが必要である。 そのためには、所管課は2019年7月に定められた「公の施設の使用料に関する基本方針」に従って港湾施設使用料の算定方法を定める必要がある。そしてこの算定方法に基づきあるべき港湾使用料を算定し、港湾施設使用料の改定について検討することが必要である。 具体的には、下記のような検討等が必要となる。 ｉ）港湾施設が「施設の性質別負担割合について」の分類において、どこに帰属するかの決定に関する検討を行い、検討過程も含めてその記録を残す。 ⅱ）港湾施設使用料で賄うべき対象原価の範囲に関する検討を行い、その記録を残す。 ⅲ）他港が港湾施設使用料を変更した際に、使用料を調整する必要があるが、対象とする港を明確にし、その港の使用料に対する市の単価設定の方向性について検討を行い、その記録を残す。	使用料の算定においては、様々な考え方があり、港間競争の面もあるため、簡単に対応できるものではないが、検討を考えたい。 港経営に関することでもあるので、経営企画部門と連携する必要がある。
27	140	収支報告の活用について	市は港湾法第49条第1項に基づく収支報告を毎年適切に行っているが、その収支報告を活用する仕組みが構築されていない。 例えば、意見26「港湾施設使用料の算定方法について」に記載の「港湾施設使用料で賄うべき対象原価の範囲」を収支報告の「経営関係管理費」の費目と関連付けるなど、収支報告の活用を検討する余地がある。 また、横須賀港及び近隣の港との比較することも有用である。例えば、近隣港湾の収支報告と横須賀港の収支報告に記載されている各項目を比較し、横須賀港の特徴を収支報告の分析から明確にすることや、経営関係管理費に占める施設使用料及び役務利用料の割合を算定し、今後の使用料改定の要否の検討に使用することも一考である。	収入源に乏しい施設（港湾緑地等）が多く、施設による収入の差が大きいため、また他港は、不採算部門を切り離した企業会計や特別会計を採用しているのに対して、横須賀港は一般会計を採用していることから、純粋な比較が難しいが、意見にあるように、今後は、港湾施設使用料の改定の際は、活用の検討を行う。

28	140	消費税率の引き上げに対応する港湾施設使用料の適時の変更について	2019年7月に「公の施設の使用料に関する基本方針」を定めたため、市は2020年4月1日に港湾施設使用料を含む利用料金を一括で改定する可能性があった。この影響を受けて、短期間で複数回の改定が望ましくないとの理由で、消費税率変更時の2019年10月には港湾施設使用料を含む利用料金の変更を行わなかった。 確かに短期間で①消費税率の変更に伴う改定と②「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づく改定の2回の変更を行うことは、港湾利用者にとって望ましいことではない。しかし、①の改定については、港湾使用料本体の金額に影響を及ぼす変更ではなく、予め決まっていた制度的な変更である。一方②の改定については、港湾使用料本体の金額に影響を及ぼす変更であり、十分な検討のもと行われるべき変更である。つまり①と②については、別個の要因による単価の改定であり、切り離して考えることで、適時に港湾施設使用料を変更するべきであった。 将来的な消費税率の変更がないとは言い切れないため、今後については、他の多くの港湾管理者同様に消費税率の改定と同じタイミングで港湾施設使用料の改定を行うことが望ましい。	今回の使用料の改定時期の設定は、全庁的に各部合わせたスケジュールで進めることと通知があり、その通知に則って実施したものである。 全庁的な決まり事の中で、当部単独での対応はできないため、財務課へ意見を申し入れた。
29	142	消費税率改定時の円単位未満の単価設定について	消費税率が引き上げられたにもかかわらず、使用料の単価を円単位までと設定し、円単位未満の端数を切り捨てした場合には、実質的に港湾施設使用料の本体価格を値引く結果となってしまう。その結果、消費税率引き上げと同時に本体価格の端数部分を調整した場合と比べると機会損失が生じている。 実際に岸壁使用料の計算を行う際には、単価にトン数や時間を乗じて計算するし、港湾施設は反復して利用されることから、単価の端数部分ではあっても、使用料全体に与える影響は大きくなることが見込まれる。 今後、岸壁使用料などの港湾施設使用料の円単位以下の単価設定については、過去の経緯を踏襲し円単位までとするのではなく、消費税率が変更された場合であっても、本体価格に影響を及ぼさないように銭単位までの設定について改めて検討することが望ましい。	他港との競争関係にあるため、使用料の単価設定には慎重に対応する必要があるが、ご指摘の意見については検討を進めていく。
30	143	例規集記載の横須賀港湾施設使用条例の更新について	市のホームページにおける港湾施設使用料の周知の状況を確認したところ、港湾施設使用料の改定については（図表4Ⅱ-2-4）の「新旧対照表」という形式で記載されていた。一方、横須賀港港湾施設使用条例自体は、市のホームページ上の例規集において更新がなされておらず、2020年9月末時点においても別表に旧料金が記載されている状態であった。港湾施設使用料を確認する際に、例規集を先に見た場合には、港湾施設使用料を誤認する可能性が高い。 所管課によると、例規集の更新には条例の場合6～9か月、要綱の場合1年半以上の時間を要している状況であるとのことである。しかし、適時に情報が更新されない場合、市民や港湾利用者が誤認する可能性があるため、速やかな更新対応が望まれる。	総務部総務課へ意見を申し入れた。
31	150	債権管理業務の体制構築の必要性について	2014年以前は港湾使用料に関する債権の滞留がなかったこともあり、所管課内における債権管理に関するノウハウの蓄積が十分ではない。そのため、債権回収担当者の業務経験や専門知識の不足、異動の際の不十分な引継等を起因として場当たり的な対応、債務者とのコミュニケーション不足などを誘発してしまう状況にある。 また、債務者に関する情報の集積も不十分であり、債務者の決算書や税務申告書等の入手を行っていなかった。 このような場当たり的な対応や債務者とのコミュニケーション不足を回避し、債務者の経済状況を理解してその状況に応じて適切に対応するように、前述の「徴収計画」の整備に加え、納税課等との連携強化を図ること、回収業務のチェックリストを作成することなど、法令等を遵守した債権管理業務を的確に実行できるような仕組みを構築することが望ましい。	ふ頭管理事務所は人員が限られており、債権回収に関するノウハウも乏しいため、今後は、納税課が実施しているファイナンシャルプランナーによる相談等を活用しながら債権管理を的確に実行できる体制の整備を検討する。

32	150	債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱に基づく納税課への移管について	市は、未収債権の徴収を効率的かつ効果的に行うため、「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱」を定めている。 港湾使用料に関する債権については、最近になって滞留が生じてきているものの、件数が少ないため過去からの所管課内における債権管理のノウハウの蓄積が不十分な状況にある。また、通常業務に加えて、効率的かつ効果的に債権回収に関する業務を行うことは、現状の限られた人的資源の中では難しいとも考えられる。 そこで、現在徴収が困難となっている港湾施設使用料に関する債権は、「債権徴収事務の一元化に係る事務処理要綱」第3条に記載の「強制徴収債権」に該当するため、指摘8や意見31を踏まえて適切な債権管理を行い、第3条第1項第1号から第3号の要件を充足したうえで、債権徴収事務を納税課に移管することについても検討することが望ましい。	全庁的な課題であるため関係部局と今後の方向性について検討する。
33	152	新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予についての周知等について	「新型コロナウイルスの影響に伴う港湾施設使用料の支払猶予について」の利用実績について確認したところ、所管課から利用実績がないとの回答を受けた。 そこで、当該制度の周知方法について確認したところ、まずホームページで周知を行い、「横須賀港運協会」に制度創設を口頭で説明し、相談があれば個別に対応を行う方針であったとのことである。 また、利用のための要件については、特に定めておらず、基本的には申請者全員に猶予を行う方針であったとのことである。 ホームページ上では、「新型コロナウイルスの影響で、港湾施設使用料（給水・給電を除く）の料金を納期に支払うことが難しくなった利用者」に対し猶予するとしているが、港湾利用者に対して周知を十分に実施するためには、「横須賀港運協会」に制度創設を口頭で説明することに加えて、港湾施設各所に掲示をする、納付書の送付時に申請書を添付するなどの工夫を行うべきであったと考えられる。 また、他港においては、具体的な適用要件を明らかにしている港湾管理者も存在しており、利用者視点では予め基準を明確にしてもらった方が制度利用の可否がわかりやすい。 今後災害や疫病によって支払猶予を行う際には、今回の経験を踏まえて周知の方法の多様化を検討するとともに、支払猶予の制度の利用要件について予め明示することを検討することが望まれる。	災害や疫病によって支払猶予を行う際には、今後は、周知の方法の多様化を検討するとともに、支払猶予の制度の利用要件について予め明示することを検討する。
34	160	収支決算書における人件費の範囲について	2019年度の管理経費の収支状況（収支決算書）の人件費の中に慶弔費が入っていたが、これは収支予算書に人件費の具体例として記載されている給与手当、法定福利費や退職給与引当金に該当しないため、収支報告に計上可能な支出ではないと考える。 所管課からは、実施結果に前述しているとおりの回答を受けたが、指定管理業務に直接関係しない慶弔費については、指定管理料の収支決算書に計上可能な支出としては適切ではなく、少なくとも収支予算書に人件費の定義が示されているのであれば、計上が認められる支出ではないものと考えられる。	実際の指定管理業務における管理事務所の運営ではさまざまな種類の人件費が発生するため、今後は、収支予算書において人件費の項目をどこまで提案させるべきか、また、どのように収支報告書に反映させるか、検討していく。
35	160	指定管理者団体の決算書の分析について	指定管理者団体から提出される決算書については、その内容の理解を進め、比較・検討すべきポイントを明確化することにより、所管課による決算書の検証を十分なものとするため、決算書の統一的なチェックリストを整備し、チェックした結果を文書として残すことが望ましい。	専門的知見を要する事項であるため、全庁的なルールづくりとして総務課へ申入れをしていく。

36	160	指定管理者から提出される経営状況を説明する書類に対する期限管理について	指定管理者の経営状況を説明する書類として定められている指定管理者団体の決算書については、4月までの提出が困難である。これは指定管理者の株主総会の開催日程等を考慮すると4月末日までの提出が難しく、仕様書に記載されている例外に該当するため、5月以降の受領でもやむを得ないものである。 ただし、2019年度の指定管理者団体の決算書については、受領印がないため、いつ資料を受領したのかが明確になっていない。決算書を受領する場合には、受領印を押し、提出日について明確にしておくことが望ましい。	今後は、公文書管理規程に基づいた適正な事務処理を行うよう部内において周知徹底した。
37	162	随意契約理由書の記載について	「秋谷船舶保管施設管理事務所小破修繕」「秋谷船舶保管施設業務用倉庫小破修繕」の両契約については、緊急性の観点から見積書を1者のみから徴収したと所管課から回答を受けたが、随意契約理由書には、適用法令として地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、適用規則として契約規則第21条第6号に該当する少額の契約である旨の記載がなされていたのみである。 緊急性を理由として見積書の徴収を1者のみとしたのであれば、随意契約理由書に「地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）に該当する」旨を記載することが適切である。 なお、当該契約は修繕の請負契約であるため、随意契約理由書の適用規則欄については、「契約規則第21条第6号」（業務委託契約）ではなく、「契約規則第21条第1号」（工事、修繕、印刷製本又は製造の請負契約）と記載するべきであった。	今後は、随意契約理由書を記載する際には、適切な理由及び適用規則を記載するよう部内において周知徹底した。
38	167	公有財産調書と固定資産台帳の整合性について	2018年度末の土地・建物の数量（㎡）について「公有財産現在高状況報告書」と「固定資産台帳」を突合したところ、土地について2件期末数量が合わないものがあった。 「公有財産現在高状況報告書」を登記簿から作成することに法的な根拠はないのであれば、「公有財産現在高状況報告書」から作成され、決算で外部に公表される資料のひとつである「財産に関する調書」も市の所有する財産をより正確に報告すべきと考えられ、実測値の固定資産台帳の数字のほうがその目的に合致すると考えられる。 また、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」によれば、固定資産は地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠なことや、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいとされている。 よって、同じ内容のものについては一致するような管理体制を構築すべきである。	財務管理課へ意見を申し入れた。
39	170	港湾台帳の事業費（総額）欄の記載タイミングについて	2018年度に完成した新三笠桟橋及び走水本港港口防波堤について、港湾台帳の事業費（総額）欄に金額の記載がなかった。固定資産台帳には、取得価額としてそれぞれ118,459千円、378,874千円が計上されている。 完成して固定資産台帳に計上した場合には漏れを防ぐために同じタイミングで港湾台帳のほうへも記載したかチェックする体制を整備すべきである。	現在は施設完成時に固定資産台帳に登録するため、工事担当課から財務管理課へ報告をしているが、今後は、財務管理課へ報告する際に港湾台帳を管理する担当課にも併せて報告し、計上漏れや誤りが発生しないよう体制の整備を検討したい。
40	170	固定資産台帳の管理番号について	同一の資産については、固定資産台帳にできるだけ港湾台帳と同じ管理番号を記載するようにしているが、2018年度に完成した新三笠桟橋及び走水地区防波堤5については、固定資産台帳への管理番号の記載が漏れていた。所管課によれば、港湾台帳に管理番号が割り当てられるよりも前のタイミングで固定資産台帳が作成されるからとのことである。 完成時を逃すと遡って調べるのが大変になるので、チェック作業の効率化のために工事が完了した段階で適時に港湾台帳に管理番号を付した上で、固定資産台帳に漏れなく転記すべきである。	現在は固定資産台帳に登録する時期は施設が完成した時であり、一方で港湾台帳は年度の区切りで更新を行っているが、今後は、固定資産台帳に登録する際に港湾台帳を管理する担当課で事前に管理番号を割り当て、固定資産台帳の登録時に管理番号が記載できるよう検討したい。

41	171	部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて	固定資産台帳では、予定した事業施設全部が完成しないと建設仮勘定から本勘定への振替が行われていないが、総務省作成の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」では、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上するとあるため、原則として完成部分を本勘定に振替えて固定資産台帳に計上すべきである。	現在、継続工事中の港湾・海岸事業で施設が完成したら固定資産台帳に登録しているが、今後は、部分的に独立して完成金額を計上できる場合には固定資産台帳に登録していくよう検討したい。
42	172	固定資産台帳の取得価額の範囲について	現在、固定資産台帳には、工事で取得した資産の取得価額については、工事請負費のみが計上されており、その工事をするための調査委託費や設計委託費など、その資産取得にあたり必要な経費の一部が取得価額に含まれていない。固定資産の取得価額にどこまで含めるかについては、財産管理課が各所管課に「固定資産台帳の異動報告について」を配布し、その中で費用化せず固定資産として取得価額に含めて計上すべきものについて「資本的支出の例」として周知はしている。 しかし、所管課では判断が難しい場合がある一方で、所管課で作成される「固定資産台帳異動報告書」でいったん取得価額が決まるとその後訂正される機会がない。 取得価額の範囲についてのルールの周知を徹底するとともに、その後のチェックの体制の構築が望まれる。	現在、固定資産台帳に登録している取得価格は委託料を含めず工事請負費のみを計上している状況であるが、これは、調査、設計委託料が該当施設のみではなく、複数施設併せて実施している状況のため、個々の施設に幾らの委託料が掛ったのか算出することが難しいためである。今後は、固定資産台帳に登録する際に委託料の金額をできる限り分割し、固定資産台帳の登録時に委託料も含めた取得価格を記載できるよう検討したい。 また、年度毎に固定資産台帳の取得価格の見直しをできるよう体制の整備を目指す。
43	172	会計システムから出力される歳出予算整理簿の表記について	監査対象になっている事業の会計システムから出力される歳出予算整理簿を検討していた際に、今年度から運用が開始された新システムから出力される「歳出予算整理簿」では、繰越明許があった場合にその繰越明許額が支出命令額欄に記載され、支出命令が実際にはないのに支出命令額の欄に繰越明許額が記載され、さらに支出命令額の合計額にも含めて記載されていることが発見された。 支出命令額の合計欄には、誤解を招かないように実際に支出命令があった分の合計額が記載されるべきである。 市ではこれまで使用してきた会計システムのバージョンアップに伴い、2020年度予算から旧システムを新システムに移行した。2020年4月1日から9月30日までの半年間は並行稼働し、2020年10月1日からは完全に新システムに移行した。経費節減のためにパッケージの標準仕様をできるだけそのまま使うようにしている。システム会社によれば、他の自治体からの要望も踏まえ、繰越明許額についても歳出予算整理簿上で明示するように機能強化したもので、繰越明許額が支出命令額に表示されることはエラーではなく、仕様とのことである。 しかし、繰越明許額が明示されるのは改善としても、支出命令額でない、繰越明許額が支出命令額の合計欄にも含まれることは支出命令額合計の判断を誤る可能性があり、集計されるべきではない。今後のシステム改修の際には、修正することが望ましい。	みなと振興部では財務会計システムを管理する担当課で無いため、当該意見についてはデジタルガバメント推進室へ申し入れる。

番号	報告書ページ	項目	意見	意見に対する部局の対応 【財務部】
38	167	公有財産調書と固定資産台帳の整合性について	2018年度末の土地・建物の数量（㎡）について「公有財産現在高状況報告書」と「固定資産台帳」を突合したところ、土地について2件期末数量が合わないものがあった。 「公有財産現在高状況報告書」を登記簿から作成することに法的な根拠はないのであれば、「公有財産現在高状況報告書」から作成され、決算で外部に公表される資料のひとつである「財産に関する調書」も市の所有する財産をより正確に報告すべきと考えられ、実測値の固定資産台帳の数字のほうがその目的に合致すると考えられる。 また、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」によれば、固定資産は地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠なことや、将来的には一体的な管理を行えることが効率的な資産管理という観点からも望ましいとされている。 よって、同じ内容のものについては一致するような管理体制を構築すべきである。	市が所有する土地の多くは、実測地積が不明であるため登記簿上の地積で管理せざるを得ない状況となっている。市が所有する土地全てを実測地積で正確に把握するためには、測量費および地積更正等の登記費用に膨大なコストがかかるため、実現の見込みが立っていない。 このことから「公有財産現在高状況報告」を基に作成する「財産に関する調書」では、登記簿地積と実測地積を混在させて集計するよりも、登記簿地積に統一させて集計をすることが対外的な矛盾が少ないため、登記簿地積の集計としてきた。 しかし、台帳の一元化が求められるのであれば、今後の集計方法を検討していきたい。
40	170	固定資産台帳の管理番号について	同一の資産については、固定資産台帳にできるだけ港湾台帳と同じ管理番号を記載するようにしているが、2018年度に完成した新三笠桟橋及び走水地区防波堤5については、固定資産台帳への管理番号の記載が漏れていた。所管課によれば、港湾台帳に管理番号が割り当てられるよりも前のタイミングで固定資産台帳が作成されるからとのことである。 完成時を逃すと遡って調べるのが大変になるので、チェック作業の効率化のために工事が完了した段階で適時に港湾台帳に管理番号を付した上で、固定資産台帳に漏れなく転記すべきである。	この度、固定資産台帳に管理番号の記載が漏れている資産については、直ちに資産名称変更の手続きを行った。 なお、固定資産台帳に登録するタイミングは調整可能なため、港湾台帳に管理番号が割り当てられた後に完成した旨の報告を受け、港湾台帳と同じ管理番号の資産名称で固定資産台帳に登録することができる。 また、もし固定資産台帳への登録が先になってしまっても、名称変更の手続きは随時可能なため、みなと振興部からの報告を受けた場合には速やかに対応していく。
41	170	部分完成の場合の建設仮勘定から本勘定への振替タイミングについて	固定資産台帳では、予定した事業施設全部が完成しないと建設仮勘定から本勘定への振替が行われていないが、総務省作成の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引」では、振替部分を独立して算定できる場合は、その金額を計上するとあるため、原則として完成部分を本勘定に振替えて固定資産台帳に計上すべきである。	その資産が部分完成しているのかどうかは、所管部の判断となるため、計上が漏れてしまっていた。この度、意見を受けて、建設仮勘定に登録されている施設についてみなと振興部に確認したところ、部分完成している資産があることが判明したため、直ちに固定資産台帳に登録を行った。 今後は、建設仮勘定を計上している部へ、毎年度末に部分完成していないかを確認していきたい。

42	172	固定資産台帳の取得価額の範囲について	現在、固定資産台帳には、工事で取得した資産の取得価額については、工事請負費のみが計上されており、その工事をするための調査委託費や設計委託費など、その資産取得にあたり必要な経費の一部が取得価額に含まれていない。固定資産の取得価額にどこまで含めるかについては、財産管理課が各所管課に「固定資産台帳の異動報告について」を配布し、その中で費用化せず固定資産として取得価額に含めて計上すべきものについて「資本的支出の例」として周知はしている。 しかし、所管課では判断が難しい場合がある一方で、所管課で作成される「固定資産台帳異動報告書」でいったん取得価額が決まるとその後訂正される機会がない。 取得価額の範囲についてのルールの周知を徹底するとともに、その後のチェックの体制の構築が望まれる。	ご指摘のとおりのため、今後は、新規資産の登録時には、再度取得価額の計上範囲について各所管課に周知徹底していきたい。 毎年度7月頃に行う、「前年度の支出と前年度の資産の異動をマッチングさせる作業」の中で、設計委託費などがマッチング漏れになっていないかをチェックしていきたい。